

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(平成27年3月見直し修正)

第1編 第9章：無能力(incapacitación)

第199条

何人も、法律が規定する事由に基づく(裁判所の)判決によらなければ無能力(者)と宣告され得ない。

第200条

人を自身で統御できないようにする身体的もしくは精神的病気または欠陥は無能力の事由である。

第201条

未成年者は、無能力の事由を有し、成人に達した後にその事由が継続することが合理的に予見されると、無能力者とすることができる。

第202条～214条 (2001年に削除)